

定例教育委員会

会 議 録

定例教育委員会会議録

平成26年3月25日

平成25年度坂井市教育委員会会議録（概要）

日 時：平成26年3月25日(火) 午後1時30分より2時55分まで
場 所：さかい図書館 多目的室

【会議日程】

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録(概要)の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案
 - 議案第32号 坂井市竹田体育館等使用条例施行規則の制定について
 - 議案第33号 坂井市小中学校通学区規則の一部改正について
 - 議案第34号 坂井市社会教育委員の会議規則の一部改正について
 - 議案第35号 坂井市青少年育成推進員設置条例の一部改正について
 - 議案第36号 坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について
 - 議案第37号 坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の一部改正について
 - 議案第38号 坂井市奨学育英資金貸付の承認について
 - 議案第39号 就学指定校の変更許可について
- 5 報告事項
 - (1) 坂井市学校事務共同実施活動報告について
- 6 その他
 - (1) 行事予定(4月分)について
 - (2) その他

【出席者】

教育委員	青柳裕委員長、喜多正之職務代理者、小嶋義昭委員 三宅小百合委員、川元利夫教育長
教育部	杉田教育部長、前川事務局次長、甲斐教育審議監
教育施設整備課	藤野課長
学校教育課	土居課長
生涯学習スポーツ課	武曾課長
国体準備室	高澤室長
文化課	川上課長
図書館	高野館長
事務局書記	庄納参事、島田課長補佐

【会議の成立】

教育部長 ただいま、委員数5名、出席委員数5名であるので、地方教育行政委員会の組織運営に関する法律第13条第2項の規定により定足数に達するので、会議の成立を宣言する。

委員長 (あいさつ)

【会議録の承認】

委員長 2月定例教育委員会について、事務局の説明を求める。

事務局次長 (会議録概要説明)

委員長 質問等はないか。ないようであれば、会議録について承認する。
各委員は委員会終了後、会議録への署名を願いたい。

【教育長の報告】

教育長 ・ 2月24日、25日は議会の一般質問があり、海女文化の保護と継承について、十郷橋の文化遺産登録について、健康都市宣言について、教育委員会制度の改革について、通学バスの保護者負担について等の質問があった。
・ 3月8日は教育委員会表彰として個人13名、団体2団体の表彰を行った。
・ 3月11日は市内中学校、3月13日、14日は市内小学校の卒業式が行われた。
・ 3月11日～21日の期間、英国派遣があり三宅委員を団長として中学生25名が参加。
・ 3月24日は教職員異動内示を行った。3/31は市離任式、4/2は市着任式を行う。

委員長 これらについて質問等はあるか。

(質問なし)

【議案第32号 坂井市竹田体育館等使用条例施行規則の制定について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

教育次長 (議案内容の説明)
2月定例教育委員会で審議した竹田体育館等使用条例の制定について3月議会で承認されたので、施行規則を制定するものである。市民に開放することとするが、市内宿泊施設に宿泊の市民以外にも開放する。子供だけの使用ではなく成人の代表者を含めるものとする。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

委員長 市民への開放となっているが、スポーツ少年団の団員の中に福井市、あわら市の者が含まれている場合でもよいのか。

教育次長 主な活動場所が坂井市である団体であれば許可する。

委員長 第6条の地域とあるのは、どこをさすのか。

教育次長 竹田地区を想定しているが、他の地域から申請があれば、教育委員会で協議し決定する。

喜多委員 将来的に宿泊施設として活用することになったら、この規則には該当しないことになるのか。

教育次長 暫定的にこの規則で運用するが、施設の利活用が決まれば適正な規則に変更する。

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第32号 坂井市竹田体育館等使用条例施行規則の制定について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第32号 坂井市竹田体育館等使用条例施行規則の制定について」は、原案のとおり承認する。

【議案第33号 坂井市立小中学校通学区規則の一部改正について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)
通学区域の地区の表記を変更するものと竹田小学校、丸岡中学校竹田分校の廃校に伴い、長畝小学校、丸岡中学校への編入を記載する。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

 (質疑なし)

委員長 ご意見等がなければ、「議案第 33 号 坂井市立小中学校通学区規則の一部改正について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

 (異議なし)

委員長 「議案第 33 号 坂井市立小中学校通学区規則の一部改正について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 34 号 坂井市社会教育委員の会議規則の一部改正について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

生涯学習スポーツ課長 (議案内容の説明)
 社会教育法の改正により坂井市社会教育委員設置条例の一部改正を行った。条文の追加により会議規則の一部改正を行うものである。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

 (質疑なし)

委員長 ご意見等がなければ、「議案第 34 号 坂井市社会教育委員の会議規則の一部改正について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

 (異議なし)

委員長 「議案第 34 号 坂井市社会教育委員の会議規則の一部改正について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 35 号 坂井市青少年育成推進員設置要綱の一部改正について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

生涯学習スポーツ課長 (議案内容の説明)
 県の指導により推進員の役割に 1 項目追加するものである。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

委員長 追加する項目は福井県青少年育成推進指導員からの助言指導を受けて連携とあるが、どこと何を連携するのか。

生涯学習スポーツ課長 坂井市には県が委嘱している青少年育成推進指導員が中学校区に一人ずつ5名いるので、市青少年育成推進員と県の指導員が連携しながら事業を進めていくことになる。

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第35号 坂井市青少年育成推進員設置要綱の一部改正について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第35号 坂井市青少年育成推進員設置要綱の一部改正について」は、原案のとおり承認する。

【議案第36号 坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)
坂井市通学バス停建設事業費補助金のうち改修についての補助率の改正である。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

委員長 市の他の事業で補助を出しているものは、改修でも1/2補助としているものが多いのか。

学校教育課長 そうである。集会施設等、地区で設置しているものの補助は1/2となっている。

喜寿委員 坂本市政の目玉的な施策となっているのか。

学校教育課長 新築、改築よりも改修を行う地区があるという見込みのもと、改正をするものである。経過措置として4月1日以前に申請のあったものについては、従前の例によるものとなる。

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第36号 坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について」は、原案のとおり

承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 36 号 坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 37 号 坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の一部改正について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

生涯学習スポーツ課長 (議案内容の説明)
坂井市女性の会運営補助金の補助率を改正するものである。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

委員長 会員数に乗じて得た金額を無くすということか。

生涯学習スポーツ課長 そうである。定額に教育委員会で決めた金額を加えて、補助金額を決定することになる。平成 26 年度 120 万円、平成 27 年度 110 万円、平成 28 年度 100 万円とし、最終的な補助額を 100 万円にしたいと考えている。県内各市の状況は、会員数が 3 千人弱と 1 番多い福井市は 110 万円、敦賀市は 80 万円、越前市は 60 万円となっている。坂井市が一番多額である。

喜多委員 別に定めるとしているが、内容がわからない。限度額等を会議の中で提示しないのか。

生涯学習スポーツ課長 平成 26 年度以降、女性の会代表者とも協議し補助金額について決めていきたい。

委員長 補助金額をいくらにするのかではなく、金額の決め方を教育委員会において審議することが必要ではなのか。

生涯学習スポーツ課長 教育委員会が別に定めるということになるので、今後の教育委員会において金額を提示し審議いただくことになる。

教育部長 額については、行政経営課と協議し、教育委員会で協議させていただく。

国体準備室長 (議案内容の説明)
坂井フェニックスサッカークラブに限定していた補助金を坂井市を拠点に活動するスポーツチームに補助対象を拡大する改正である。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

(質疑なし)

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第 37 号 坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の一部改正について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 37 号 坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の一部改正について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 38 号 坂井市奨学育英資金貸付の承認について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

教育次長 (議案内容の説明)
新規 1 名に貸し付けるものである。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

委員長 選考基準は日本学生支援機構の算定基準と同じか。

教育次長 日本学生支援機構の基準を参考とし、適用している。

喜寿委員 申請は 1 件しかないのか、多数の中から 1 件に絞ったのか。

教育次長 今回は申請が 1 件であった。これから申請が出る可能性もあり、その度に教育委員会で審議いただく。

委員長 今日現在、何名に貸付をしているのか。延滞している者はいるのか。

教育次長 平成 25 年度までで貸付は 5 名であり、今回の方を含めて 6 名となる。返済している方は 11 名である。高校卒業後 10 年以内で返済することとなっている。平成 24 年度末で延滞している者はいない。

喜多委員 予算の枠は10名分程度あるのか。

教育次長 予算は3件分である。

委員長 ほかにご意見等がなければ、「議案第38号 坂井市奨学育英資金貸付の承認について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第38号 坂井市奨学育英資金の貸付について」は、原案のとおり承認する。

【議案第39号 就学指定校の変更許可について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)
新規の申請が3件である。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

喜多委員 2番の子について、このような特別な事情がある場合は、保護者から指定校変更の申請をしなくてよいということにはできないのか。

学校教育課長 手続き上、申請書は提出いただくことになる。2番の子は、三国南小学校区内に家を新築する計画があり三国南幼稚園へ通園していた。建築予定が遅れているため、指定校変更の手続きが必要となったものである。

委員長 ほかに、ご意見等なければ「議案第39号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認する。

来月の定例教育委員会は、4月25日(金)午後1時30分から決定。

【平成26年3月 坂井市定例教育委員会 審議結果】

平成26年3月25日(1日間)に開催された、定例教育委員会審議の結果を報告する。

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第32号	坂井市竹田体育館等使用条例施行規則の制定について	H26.3.25	原案承認
議案第33号	坂井市立小中学校通学区規則の一部改正について	H26.3.25	原案承認
議案第34号	坂井市社会教育委員の会議規則の一部改正について	H26.3.25	原案承認
議案第35号	坂井市青少年育成推進員設置要綱の一部改正について	H26.3.25	原案承認
議案第36号	坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について	H26.3.25	原案承認
議案第37号	坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の一部改正について	H26.3.25	原案承認
議案第38号	坂井市奨学育英資金貸付の承認について	H26.3.25	原案承認
議案第39号	就学指定校の変更許可について	H26.3.25	原案承認

上記のとおり会議の顛末を記し、これを証するために署名する。

平成26年4月25日

教育委員長

青柳 裕

職務代理者

嘉 亨 正之

委 員

小 島 義 昭

委 員

三 宅 小 百合

教 育 長

川 元 利 夫

会議録調製職員

庄納 俊明

島田 順子